

平成24年2月号

e~ろうむ.net
(いい労務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

「労働時間削減」に関する各企業の取組事例

◆ワークライフバランスの実現に向けて

近年、企業にとって「ワークライフバランス」(仕事と生活の調和)の実現が大きな課題となっていますが、厚生労働省では、昨年12月に「仕事と生活の調和の実現に向けた取組事例」と題する、「所定外労働時間の削減」や「年次有給休暇の取得促進」などに関する企業(主に中小企業)の取組事例を公表しました。

◆所定外労働時間の削減の事例

- (1) 所定の日を「ノー残業デー」とし、所定終業時刻の30分後に強制的に施錠する等取組を徹底した。(建設業)
- (2) 労使双方による業務計画等の見直しを行い、時間外労働の必要性の有無の確認、事前申請の徹底を周知した。(建設業)
- (3) 業務改善に伴う超過勤務時間の減少による賃金の低下に対処するため、賃金の改定を行うとともに、超過勤務があった際に、「超過原因」を分析し、「改善方法」を考えさせるようにした。(製造業)
- (4) 電子掲示板を利用して業務に関する情報の共有化を図り、情報の偏りをなくし、所定外労働の削減に努めた。(情報通信業)
- (5) 定例の会議の所要時間を2時間から1時間半に短縮し、開始時刻も繰り上げ、終業時刻内に会議が終了するよう改善したほか、子育て中の従業員に時間外労働をさせないために午後4時から勤務する短時間勤務者を採用した。(卸売・小売業)
- (6) 所定外労働時間の状況と削減目標について、社長以下管理職のミーティングや朝礼にて報告を行い、部署ごとに上長から従業員に伝えるようにした。(卸売・小売業)

通勤手当の非課税限度額の見直し

◆特例の廃止

給与所得者で、通勤距離が片道15キロメートル以上の人が自動車などを使用して通勤している場合に受ける通勤手当について、距離比例額にかかわらず運賃相当額(最高限度：月額10万円)まで非課税扱いとする特例が、廃止されました。

◆非課税限度額

自動車などで通勤している人の1カ月当たりの非課税限度額は、片道の通勤距離に応じて次のように定められています。

- 2キロメートル未満は「全額課税」、
- 2キロメートル以上10キロメートル未満は「4,100円」、
- 10キロメートル以上15キロメートル未満は「6,500円」、
- 15キロメートル以上25キロメートル未満は「11,300円」、
- 25キロメートル以上35キロメートル未満は「16,100円」、
- 35キロメートル以上45キロメートル未満は「20,900円」、
- 45キロメートル以上は「24,500円」です。

◆見直しの内容

バランス等の観点から、平成24年1月1日以後に支払われた給与については、距離比例額までが非課税扱いとなり、運賃相当額と距離比例額の差額については給与所得として源泉所得税の課税対象となりました。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□■

●国年保険料 2012年度は40円引下げ(1月18日)

厚生労働省は、2012年度における国民年金保険料について、今年度より月額で40円引き下げ、1万4,980円とすることを決定した。2年連続の引下げで、年金支給額も4月分から0.3%下がる見通し。

●パートへの社保拡大 中小企業は猶予へ(1月11日)

厚生労働省は、2015年度までの実施を目指しているパート労働者への社会保険の適用拡大に関して、中小企業の負担が急増しないよう、従業員300人以下の企業については適用を猶予する方針を示した。また、300人超の企業についても、対象者は「月収9.8万円以上」とする激変緩和措置を検討している。

●派遣労働者数が10.1%減少(1月21日)

厚生労働省は、2010年度に派遣労働者として働いた人の数が、1日平均で約271万人(前年度比10.1%減)だったと発表した。「2009年度(同24.3%減)と同様、派遣

切り傾向が続いて減少につながった」と分析している。

●協会けんぽ 保険料率が3年連続引上げ(1月28日)

全国健康保険協会(協会けんぽ)が2012年度における各都道府県の保険料率を決定し、平均で10.0%(前年度比0.5%上昇)となったことがわかった。引上げは3年連続で、初の2ケタとなった。なお、同協会では、国庫負担率を現行の「16.4%」から「20%」(法定限度)まで引き上げるよう国に求めている。

●「職場のパワハラ」6つに類型化(1月30日)

厚生労働省のワーキング・グループは、職場におけるパワハラ行為の定義を明確にするため、該当行為を6つに類型化(1. 身体的な攻撃、2. 精神的な攻撃、3. 人間関係からの切り離し、4. 過大な要求、5. 過小な要求、6. 個の侵害)した報告書をまとめた。同省がパワハラ行為の定義付けを行ったのは初めて。

2月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]
15日

○所得税の確定申告受付開始[税務署]
29日

○固定資産税<都市計画税>の納付<第4期分>
[郵便局または銀行]

○法人税の申告<決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について>[税務署]

○じん肺健康管理実施状況報告の提出
[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

労働時間削減は、企業側にとっては残業代削減にもつながることになります。必要な施策といえます。事例でほぼ共通して言えるのは、時間外勤務がホントに必要なか、又はその作業の内容について、その都度確認することだと思います。

通勤手当に関する見直しについては、実務担当者は十分注意のうえ、個別の対応をすることが望まれます。